

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱 (案)

(趣旨)

第1 この要綱は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護サービス事業所・介護施設等に対する支援、また厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための介護施設等に対する緊急的な支援として食料品等の購入費に対する補助を、予算の範囲内で、補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2 この補助金は次の事業を交付の対象とする。

- (1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業（設備・備品分）（別表1に定める介護事業所等が行う当該事業所等に係る事業）
- (2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業（食事提供分）（別表1に定める介護施設等が行う当該事業所等に係る事業）

(交付の額の算定方法)

第3 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、次の表の第2欄に定める種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 第2の(1)の事業

ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の金額を選定する。

イ アにより選定された額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 第2の(2)の事業

ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の金額を選定する。

イ アにより選定された額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業	介護事業所等に対するサービス継続支援事業（設備・備品分）	知事が必要と認めた額	(1) 介護サービスを円滑時継続するための対応に要する経費 (2) 災害備蓄等への対応に要する経費	3 / 4
	介護施設等に対するサービス継続支援事業（食事提供分）	知事が必要と認めた額	食材料費、食事の準備の委託費・外注費等	10 / 10

（交付の条件）

第4 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その承認又は指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別に定める調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費

税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第1号）により、速やかに知事に報告しなければならないこと。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならないこと。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならないこと。

(7) この補助金に係る対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(補助金の交付方法)

第5 補助金の交付は、原則として精算払とする。ただし、補助事業者が補助事業の円滑な遂行を図るため、知事が必要と認めるときは、交付決定額の範囲内において、概算払をすることができる。

(交付申請書の様式等)

第6 規則第3条に規定する申請書は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交付申請書（様式第2-1号）
- (2) 事業所・施設別申請額一覧（様式第2-2号）
- (3) 事業実施計画書（個票）（様式第2-3号）
- (4) 補助事業に係る歳入歳出予算（見込）書の抄本

3 前項の書類の提出期限は、別に定める。

(交付の決定)

第7 知事は第6の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定するとともに補助金額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

(軽微な変更の範囲)

第8 第4第1号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次の各号に掲げるいずれかの変更をいう。

- (1) 事業内容の著しい変更とならないもの

- (2) 補助対象経費の 20 パーセント以内で増額又は減額するもの
- (3) 事業内容に変更がなく、入札減などやむを得ない事由により補助金額を 20 パーセントの範囲内で減額するもの

(変更の申請等)

第 9 第 4 第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき
介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金変更交付申請書（様式第 3 号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金（中止・廃止）承認申請書（様式第 4 号）
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき
介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金期間延長承認申請書（様式第 5 号）

(変更等の承認)

第 10 知事は、第 9 各号の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めたときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告書の様式等)

第 11 規則第 12 条第 1 項に規定する実績報告書は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 実績報告書（様式第 6—1 号）
- (2) 事業所・施設別精算額一覧（様式第 6—2 号）
- (3) 事業実績報告書（個票）（様式第 6—3 号）
- (4) 補助事業に係る歳入歳出決算（見込）書の抄本

3 前項の書類の提出期限は、別に定める。

(額の確定)

第 12 知事は、第 11 の規定による実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当と認めたときは、交付す

べき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 13 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金交付請求書（様式第 7 号。以下「補助金交付請求書」という。）を知事に提出するものとする。

(その他)

第 14 この要綱に定めのあるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。